

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成9年1月から同年10月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月から9年10月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、平成8年6月から9年10月までの加入記録、納付記録及び申請免除承認記録が確認できなかったとの回答を受け取った。

平成8年6月ごろに腰痛で勤めていた会社を退職し、自宅で治療していたが、回復して出歩けるようになった9年2月又は同年3月ごろに、当時の居住地にあったA町役場（現在は、B市役所C出張所）に年金手帳を持参し、平成8年度分の国民年金保険料に係る免除申請書を提出し免除申請を行った。その時の町役場職員の指導により9年4月か5月ごろに9年度分の免除申請を行った。

免除申請の手続を行ったのに、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年5月ごろから腰痛を患い、出歩くことが困難であったため、症状が回復した9年2月又は同年3月ごろに平成8年度分の国民年金保険料に係る免除申請を行うためA町役場に年金手帳を持って行き、免除申請を行ったとしており、免除申請した際の状況についての記憶が詳細かつ具体的である上、B市役所は、「厚生年金保険被保険者資格の喪失者については、適用事業所発行の喪失届を持参してもらい手続をするが、喪失届が無い場合は、社会保険事務所(当時)に喪失日を電話確認後、再加入の手続をしてもらっていた。」と回答していることを考慮すると、申立人は、申立期間当時、国民年金に再加入し、免除申請手続を行ったと考えても不自然ではない。

しかしながら、「保険料免除基準」（昭和49年1月28日付け庁保発第2号）において免除期間は月を単位として、「免除申請のあった日の属する月の前月から免除の申請のあった日の属する年度の末月までの間において必要と認められる月までとする。」と規定されている上、申立人は、平成9年2月より前に免除申請の手続を行ったことはないとしていることから、申立人が免除申請の手続を行ったとする9年2月の前月である同年1月からの免除が認められたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成9年1月から同年10月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年2月及び同年3月
② 昭和59年8月から62年9月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間①及び②の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

申立期間①及び②の保険料の納付は妻に任せていたところ、妻がメモしていた昭和60年7月から62年10月までの期間のお金の出し入れのメモ帳が見つかった。保険料は、妻が、妻の保険料と一緒に納付書に現金を添えてA銀行B支店で納付したはずであり、妻は納めるべき保険料は私の保険料を含めてきちんと納めていたと思うので、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立期間は2か月と短期間であるとともに、申立期間①の前後の期間の保険料は納付済みである上、C市役所作成の国民年金被保険者名簿（紙台帳）では申立期間①には「57.8.16」のゴム印が押され納付済みと記録されていることが確認できる。

また、申立期間①は申立人の妻も納付していることを考慮すると、申立人が申立期間①の保険料を納付したとしても不自然ではない。

2 申立期間②について、申立人の所持する年金手帳に係る国民年金の記録における「被保険者でなくなった日」の欄には「昭和59年8月1日」と記載されている上、特殊台帳及びC市役所作成の国民年金被保険者名簿兼記録簿

(紙台帳)のいずれにおいても、申立人は同日付けで国民年金の被保険者資格を喪失していることが確認できることから、当該期間は未加入期間であり、納付書は発行されず保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人から提出されたその妻作成の昭和60年7月から62年10月までの期間に係る金銭の出納が記載されたメモ帳には、60年8月欄及び同年10月欄に「国民健康保険・年金30,370」という記載が確認できるものの、当該金額は、申立人家族の国民健康保険料とおおむね一致していることから、当該金額をもって申立期間②の保険料を現年度納付したと考えることはできない。

さらに、当該メモ帳からは、i) 昭和62年1月欄で確認できる61年9月から62年1月までの期間、ii) 62年3月欄で確認できる同年2月及び同年3月、iii) 62年5月欄で確認できる同年4月及び同年5月、iv) 62年7月欄で確認できる同年6月及び同年7月、v) 62年9月欄で確認できる同年8月及び同年9月、並びにvi) 61年12月欄で確認できる60年6月から同年9月までの期間における一人分の保険料相当額のみが支払われた形跡しかうかがえない上、ほかに当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料(預貯金通帳、確定申告書控等)も無く、保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年6月から同年9月までの期間、62年4月及び同年5月並びに同年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年6月から同年9月まで
② 昭和62年4月及び同年5月
③ 昭和62年8月及び同年9月

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間①、②及び③の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

申立期間①については、はっきりとした記憶はないが、厚生年金保険適用事業所を退職する時に国民年金に加入手続を行うよう言われ、加入手続をどこで行ったか分からないが行ったと思う。申立期間②及び③についても、納付したはずである。

申立期間の保険料は、夫の保険料と一緒に納付書に現金を添えてA銀行B支店で納付したはずであり、納めるべき保険料は夫の保険料を含めてきちんと納めてきたと思う。昭和60年7月から62年10月までの期間のお金の出し入れのメモ帳もあるので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②及び③は合わせて8か月と短期間である上、申立人は、申立期間①、②及び③を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているなど、納付意識は高かったことが認められる。

2 申立期間①について、申立人から提出された申立人作成の昭和60年7月から62年10月までの期間に係る金銭の出納が記載されたメモ帳には、60

年8月及び同年10月欄に「国民健康保険・年金30,370」との記載が確認できるものの、当該金額は申立人家族の国民健康保険料とおおむね一致していることから、当該記載を以て申立期間の保険料を現年度納付したと考えることはできない。

しかしながら、当該メモ帳には、昭和61年12月欄に「年金28,000 追加」との記載が確認でき、当該金額は申立期間①の保険料を過年度納付した場合の金額とほぼ一致する上、この時点において申立期間①の保険料を過年度納付することが可能であることを考慮すると、納付意識の高い申立人が申立期間①の保険料を過年度納付していたと考えることも不自然ではない。

3 申立期間②及び③について、当該メモ帳には、昭和62年5月欄及び同年9月欄にそれぞれ「14,800」と記載されており、当該金額はそれぞれ申立期間②及び③の一人分の保険料に合致する上、納付済みとなっている期間（61年9月から62年3月までの期間、同年6月及び同年7月）には当該メモ帳上別に対応する金額の記載が存在することを考慮すると、納付意識の高い申立人が保険料を納付したと考えることも不自然ではない。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年5月及び同年6月の国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月及び同年6月

年金記録問題が話題となったので、自分自身の年金加入記録及び国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間は厚生年金保険との二重加入となっていたとの回答であった。この場合は保険料の還付を受けることができると聞いていたのに、申立期間の国民年金保険料の還付を受けた記憶が無かったので、再度申立期間に係る国民年金保険料の還付記録を照会したところ、申立期間に係る保険料の還付記録は確認できなかったとの回答を受け取った。

私は、昭和39年5月から同年10月までA市内の事業所に勤務し厚生年金保険に加入していたが、私の所持する国民年金手帳には申立期間を含む38年10月から39年6月まで検認印が押されている。

昭和39年5月及び同年6月の2か月間は厚生年金保険料と国民年金保険料を重複して納付しているのに、国民年金保険料の還付を受けていないので還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和39年5月及び同年6月については、申立人のオンライン記録から厚生年金保険加入期間であることが確認できるにもかかわらず、申立人の所持する国民年金手帳には、38年10月から39年6月までの期間の国民年金印紙検認記録欄に「検認39.4.30 A(地名)」のゴム印が押されていることから、申立人は、39年5月及び同年6月の国民年金保険料を納付したことが確認できる。

また、通常、保険料を還付した場合には特殊台帳に還付した旨の記載がなされるが、申立人に係る特殊台帳には申立期間に係る還付の記載が見当たらない

ことから、還付の手続が行われていなかったものと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和61年4月に国民年金被保険者資格取得（第3号被保険者該当）届書を提出していたものと認められることから、第3号被保険者に係る納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から平成4年7月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和61年4月から平成4年7月までの期間について、第3号被保険者としての記録が確認できなかったとの回答を受け取った。

このため、平成20年10月2日に第3号特例措置に基づく届出を行い、昭和61年4月から平成4年7月までの期間は第3号被保険者とされたものの、受給する年金への反映は20年11月分からである。昭和61年4月当時、第3号被保険者該当届は、事業主である妻が他の職員の配偶者の届出と合わせて経理事務所に依頼して提出を完了していたはずなのに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成20年10月2日に国民年金第3号特例措置に基づく届出を行い、昭和61年4月から平成4年7月まで国民年金第3号被保険者と扱われていることから、昭和61年4月時点において、第3号被保険者の要件に該当していたことが確認できる。

また、申立人は当時勤務していた事業所（経営者はその妻）が、昭和61年4月からの基礎年金制度開始に合わせて、職員の配偶者（被扶養者）の第3号被保険者関係の届けについて経理事務所に依頼して、事業所として行っていたと主張しているところ、事実、当時、申立人の同僚であった者についても61年4月に配偶者の国民年金被保険者資格取得（第3号被保険者該当）届書が提出されていたことが確認でき、その同僚は、「私や妻がそのような手続を行った記憶は無い。きっと、会社でやってくれたのではないかと思う。」と証言している上、A市役所からは、「事業主からの一括届出があれば受理していたと

思う。」との回答が得られたことから、申立内容には信憑^{びよう}性が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和 61 年 4 月に国民年金被保険者資格取得（第 3 号被保険者該当）届書を提出していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和50年2月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年2月21日から同年3月21日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないことが分かった。

この期間はA社の工場間の転勤に伴う欠落であり、実態は継続して勤務していた。厚生年金保険料は給与から控除されていたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録及び複数の同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し(昭和50年2月21日に同社C工場から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和50年3月の社会保険事務所(当時)の記録から6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、事業主に連絡が取れず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②のうち、昭和39年1月1日から同年1月10日までの期間について、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同年1月10日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間②のうち、昭和39年1月10日から同年2月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を同年1月10日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格喪失日に係る記録を昭和43年7月1日に訂正し、申立期間③の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年3月1日から同年4月14日まで
② 昭和39年1月1日から同年2月1日まで
③ 昭和43年6月30日から同年7月1日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、いずれの申立期間も厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間①について、C社に在職中に、A社に勤務することが決まり、C社を退社後、翌日にはA社に勤務したと記憶しているので、申立期間①が厚生年金保険被保険者期間となっていないことに納得がいかない。

申立期間②について、A社の同族会社であるB社に、昭和39年1月1日

に異動した。異動日から勤務したのに、申立期間②が厚生年金保険被保険者期間となっていないことに納得がいかない。

申立期間③について、昭和 43 年 6 月に、B 社から同社の同族会社である D 社への異動を命ぜられ、異動日から勤務したのにもかかわらず、申立期間③が厚生年金保険被保険者期間となっていないことに納得がいかない。

第 3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②について、オンライン記録において、申立人と同様に、昭和 39 年 2 月 1 日に A 社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる複数の同僚はいずれも、「A 社と B 社は同族会社であった。」と証言しているところ、商業登記簿謄本の記載内容から、A 社において役員であったことが確認できる複数の者は、B 社の役員でもあったことが確認できることから、申立人の A 社から B 社への異動は、関連会社間の異動であったと認められる。

また、上記同僚のうちの一人は、「申立期間②当時、B 社は、A 社の E 部が独立して設立された会社で、同一建物内に存在していた。」と証言している上、複数の同僚はいずれも、「申立期間②当時、給与計算を担当していた従業員は A 社の所属であった。」と証言している。

一方、商業登記簿謄本の記載内容から、B 社は昭和 39 年 1 月 10 日に設立されたことが確認できるが、オンライン記録によれば、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、同年 2 月 1 日であることが確認でき、申立期間②当時、同社は適用事業所ではなかったものの、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同様に、A 社において厚生年金保険被保険者資格を同年 1 月 1 日に喪失し、B 社において同年 2 月 1 日に資格を取得している者が 10 人確認できることから、同年 1 月 10 日の時点において、B 社は、適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、昭和 39 年 1 月 10 日から同年 2 月 1 日までの期間、B 社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額は、申立人の B 社における昭和 39 年 2 月の社会保険事務所（当時）の記録から、1 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主は、上記期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②のうち、昭和 39 年 1 月 1 日から同年 1 月 10 日までの期間について、申立人は、同年 1 月 1 日付けで、A 社から B 社に異動し、異動日から勤務したと申し立てしているところ、上記、商業登記簿謄本の記載から、B 社の会社設立日が同年 1 月 10 日であることが確認できることから、当該期間当

時、申立人は、B社において、厚生年金保険被保険者となることができない。

しかしながら、昭和39年1月1日から同年1月10日までの期間についても、申立人は、A社と同一地において、継続して勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間②のうち、昭和39年1月1日から同年1月10日までの期間について、申立人は、A社に継続して勤務していたと判断でき、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同年1月10日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

- 2 申立期間③について、商業登記簿謄本の記載から、当時、B社において役員であったことが確認できる複数の者は、D社の役員でもあったことが確認できることから、申立人のB社からD社への異動は、関連会社間の異動であったと認められる。

また、オンライン記録から、B社において厚生年金保険被保険者資格を喪失した者がD社で資格を取得した場合、その喪失日と取得日はおおむね月初（1日）であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間③において、B社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額は、申立人のB社における昭和43年5月の社会保険事務所の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が資格喪失日を昭和43年7月1日に届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と記録することは考え難いことから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 一方、申立期間①について、オンライン記録から、申立期間①当時、C社において厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の従業員に照会したものの、申立人が申立期間①においても、引き続き同社で勤務したことがうかがえる具体的な証言は得られないことから、申立期間①における申立人の勤務実態が確認できない。

また、C社は、「当時の労働者名簿が残っているが、申立人の退職日については記載が無いので、申立人がいつまで当社で働いていたかは分からず、勤務形態や給与支払方法等も確認できない。また、当時の社会保険事務担当者は既

に亡くなっており、詳細は分からない。」と回答していることから、申立人の申立期間①当時における厚生年金保険料の控除の状況について、確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶は無く、申立期間①に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、36万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の20万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（36万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（20万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年9月1日から同年11月1日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、平成19年9月から20年8月までの期間の標準報酬月額が相違していることが分かったので、社会保険事務所（当時）に申し出たところ、記録の訂正はされたが、当該期間のうち申立期間は、時効により保険料の納付ができず、年金額に反映することができないとのことだった。

このため、申立期間の標準報酬月額記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初20万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年12月に20万円から36万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（36万円）ではなく、当初

記録されていた標準報酬月額（20万円）となっている。

しかしながら、申立人が所持する給与支給明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（36万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額について誤った届出を行い、その結果、当初のオンライン記録どおりの過小な厚生年金保険料を納付したことを認めていることから、これを納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年10月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年10月から56年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の保険料が未納となっていることが分かった。

会社を退職した昭和55年10月ごろ、町内会長から隣人を通じて国民年金保険料を納付するよう言われ、断り切れなかった。自分で国民年金の加入手続をした覚えはないが、町内会長が手続を行ったと思う。

申立期間の保険料は、隣人が2か月に1度、1万5,000円程度を集金し、町内会長に納付していた。

国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る保険料の納付について、町内会長から隣人を通じて促されたとしているが、任意加入手続に関する申立人の記憶は曖昧である上、A市役所は、申立人が昭和55年当時に加入を促されたとする町内会長については、56年1月に町内会長となったと回答するなど、申立人が55年10月に国民年金に任意加入したことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が納付したと主張する金額は、申立期間当時の保険料額と乖離している上、申立人の夫が昭和63年8月に国民年金に加入した当時の保険料額と一致しているなど、申立内容には不自然な点が見受けられる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿縦覧調査及び氏名検索によっても、昭和55年10月から56年3月までの期間を加入日とする別の国民年金手帳記号番号が申立人に払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申

告書控等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から44年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として、国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の国民年金の加入及び納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

国民年金には、親に勧められ夫婦で相談して加入した。加入手続は昭和35年10月ごろ、夫がA市役所B連絡所（現在は、A市C区役所D連絡所）で行った。申立期間の保険料は、夫がB連絡所ではがき程度の大きさの納付書に現金を添えて納付してくれたはずである。

老後のためにと人より早く入り、保険料を納めてきたのに年金給付額は少なく、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和35年10月ごろ、その夫が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付してくれていたと主張しているが、オンライン記録から、申立人の国民年金手帳記号番号は44年4月1日を資格取得日として46年5月ごろに払い出されたものと推認でき、この時点では、申立期間は時効により保険料を納付することはできない。

また、申立人及びその夫は、加入手続及び納付状況に関する記憶が曖昧である上、申立人は、その夫が夫自身の分と一緒に加入手続を行ったと主張するが、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から昭和49年3月ごろに払い出されたことが推認できるなど、その夫が申立人と一緒に国民年金の加入手続を行ったことをうかがわせる形跡が見当たらない。

さらに、申立人に係る特殊台帳により、申立人は申立期間直後の昭和44年4月からの保険料を第3回特例納付期間内に特例納付していることが確認で

きるものの、国民年金資格取得日の欄に「44.04.01」と記載されていることから、申立期間は未加入期間であり、保険料の納付はできなかったものと考えられる。

加えて、申立人の夫が、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

新潟国民年金 事案 1010

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月から49年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

会社を退職した昭和45年2月当初は国民年金加入義務を知らなかったが、町内会長から助言を受けたことで、それまで納付していなかった分の保険料として、5万円くらいを夫の口座から引き出して町内会長又は市役所にまとめて一括納付したはずである。

国民年金保険料をすべて納付しているにもかかわらず、申立期間が未納及び未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、それまで未納であった保険料額として、5万円くらいを納付したとしているが、特殊台帳によれば、申立人の夫に係る昭和39年3月から43年3月までの保険料(合計4万4,100円)が第2回特例納付により納付されていることが確認できる上、申立人は、「夫婦の保険料は私が納付していたと思う。また、まとめて保険料を納付したのは一回だけである。」と主張していることを考慮すると、夫の口座から引き出した金額で納付したと記憶している保険料は、夫の特例納付保険料であったと考えるのが自然である。

また、申立人の主張する申立期間の保険料の納付場所及び納付状況は曖昧あいまいであり、納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)も無い上、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

新潟国民年金 事案 1011

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年6月から60年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年6月から60年9月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の保険料の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

国民年金の加入手続は、私が20歳になったときに母が行った。申立期間の保険料は、毎月地区の婦人会の人が自宅に集金に来ていた。婦人会の人は被保険者台帳を持参しており、保険料を徴収すると台帳に判を押して翌月の集金の時に領収書を受け取っていたのを覚えているので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の保険料納付を行ったとするその母は、加入手続及び保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である。

また、オンライン記録及びA村役場（現在は、B町役場）作成の国民年金被保険者名簿により、申立人及び申立期間当時に申立人と同居していたその妹の年金手帳記号番号は、昭和61年5月28日に連番で払い出されたことが推認でき、この時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない。

さらに、申立人の納付記録においては、申立期間直後の昭和60年10月から同年12月までの保険料を63年1月22日に、61年1月から同年3月までの保険料を63年2月26日にそれぞれ過年度納付していることが確認できるものの、申立人の保険料を納付したとするその母は、保険料をまとめて納付した記憶は無いとするなど、年金手帳記号番号の払出し時点以降過年度納付が確認できる

時点までの間において過年度納付を行ったことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月 19 日から 60 年 6 月 30 日まで
「ねんきん特別便」の標準報酬月額の記録は、自分の記憶する昭和 54 年 10 月から 60 年 6 月までの標準報酬月額と違う気がする。
昭和 61 年か 62 年ごろに、会社から厚生年金保険料が足りなかったと言われ、2 年前にさかのぼって保険料を給与から控除されたことがあったと記憶しているので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社における昭和 59 年 8 月、60 年 2 月、同年 5 月、同年 6 月及び同年 7 月分の給料支払明細書から確認できる厚生年金保険料控除額は、オンライン記録における標準報酬月額に基づく厚生年金保険料控除額と一致している。

また、申立人は、「昭和 61 年か 62 年ごろ、会社から厚生年金保険料が足りなかったと言われ、2 年前にさかのぼって給与から控除された。」としているが、申立人は、昭和 61 年及び 62 年の給料支払明細書を保管していない上、申立人は、A 社に在職中のため、本申立てに係る同社への調査を希望していないことから、賃金台帳等の資料を得ることができず、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除の状況について確認することができない。

さらに、申立人が、自身と同様にさかのぼって保険料が控除されたとする同僚は、「そのような事実があったかどうかは分からない。」と証言するなど、申立ての事実をうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月1日から18年3月26日まで
② 昭和18年3月26日から同年5月1日まで
③ 昭和18年5月1日から19年5月1日まで
④ 昭和19年5月1日から21年7月1日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間①から④までの年金記録が欠落していることが分かった。

同僚に聞いたところ、A地へ渡った同僚は皆年金記録が欠落しており、納得がいかず申立てをした。私は申立期間①から④までについてもB社（現在は、C社）に勤めており、当時（昭和19年6月から20年1月まで）の給与明細書も持っている。

このため、申立期間①から④までを厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B社が保管する申立人に係る人事記録及び複数の同僚の証言から、申立人が申立期間①において、B社D学校に在籍していたことが確認できる。

しかしながら、その証言等から、申立期間①にD学校に在籍していたことが確認できる同僚6人には、いずれも当該期間における厚生年金保険被保険者記録が確認できない上、上記同僚のうち2人は、それぞれ「当時は厚生年金保険に加入していなかったと思う。」「D学校の期間が年金記録に反映されないのは納得している。」と証言している。

また、B社D学校に係る申立期間①についての他の申立てに係る調査結果において、同社は同校の在籍者について昭和17年度までは厚生年金保険の

前身である労働者年金保険に加入させない取扱いをしていたことが確認できる。

- 2 申立期間②について、複数の同僚の証言から、申立人が申立期間②において、B社E事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、C社が保管する申立人に係る人事記録では、申立人は昭和18年4月1日からB社F事業所に配属になったことが確認できる上、申立期間②において申立人と同社E事業所で一緒に勤務していた同僚は、「F事業所に配属になったが、A地へ渡る船の準備ができていなかったため、船が来るまでの短い間だけE事業所で働いた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、B社E事業所での勤務は、A地への渡航準備が整うまでの臨時的なものであり、正式な配属ではなかったことがうかがえる。

また、戦前、戦中の旧厚生年金（労働者年金）保険法の適用範囲は、「内地」に限定されており、A地等「外地」に所在する事業所は適用事業所となることはできず、事実、オンライン記録においてB社F事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

さらに、申立人と同期入社の人4人の同僚は、D学校を卒業してからB社F事業所に勤務するまでの短期間に、同社E事業所、同社G事業所など国内にある同社の各事業所に配属されたことが確認できるが、これら4人の同僚についても、オンライン記録において、配属された各事業所における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

- 3 申立期間③について、C社が保管する申立人に係る人事記録及び複数の同僚の証言から、申立人が申立期間③において、B社F事業所（H職場）に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、前述のとおり、A地等「外地」に所在する事業所は適用事業所となることはできず、事実、オンライン記録においてB社F事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、申立期間③当時、同事業所に勤務していた同僚5人は、いずれもオンライン記録において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

- 4 申立期間④について、I県（福祉保健部福祉保健課）から交付された申立人に係る戦時名簿並びに厚生労働省（社会・援護局業務課）が保管する留守名簿及び文官履歴書により、申立人が申立期間④において、旧陸軍軍属（傭人待遇）として徴用され、J工場に所属していたことが確認できる。

しかしながら、申立人が保管する陸軍徴用期間当時（昭和19年6月から20年1月まで）の給与明細書には厚生年金保険料の控除が確認できない上、

「B社F事業所」との記載から、当該給与はB社F事業所から支給されたものであることがうかがえるが、同事業所は「外地」に所在する事業所に当たることから、申立期間③と同様に、当時、同事業所は厚生年金保険法の適用範囲外の事業所であったと考えられる。

また、申立人とほぼ同じ時期にB社F事業所からK地に徴用されたことが確認できる複数の同僚は、いずれもオンライン記録において徴用期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない上、厚生労働省（社会・援護局業務課）の軍歴証明担当者は「申立期間④当時、申立人は旧陸軍に雇用され給与をもらっていた身分であり、その場合には、給与から厚生年金保険料は控除されていないはずである。また、K地等の「外地」は旧陸軍共済の対象にならないため、申立期間④は厚生年金保険の記録に反映されないはずである。」と証言している。

さらに、C社が保管する申立人に係る人事記録により、申立人が昭和21年5月10日に復職し、B社E事業所L支所に配属になったことが確認できるが（同事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日は、同年7月1日）、申立人と同様に同事業所において昭和21年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の同僚の復職年月日を同社に照会したところ、「いずれも同年5月に復職している。」との回答があったことから、申立期間のうち復職後の期間（昭和21年5月10日から同年7月1日まで）について、B社は申立人を厚生年金保険に加入させていなかったことが推認できる。

- 5 このほか、申立人のいずれの申立期間についても厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 9 月 1 日から 15 年 1 月 1 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に受けていた給与よりも低額になっていることが判明した。

そのような給与額になったことはないので、調査を行い、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立人の所得税源泉徴収簿及び同社における当時の社会保険事務担当者の証言から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）は、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

申立期間当時、A社には、申立人を含め4人の取締役がいたが、申立人を除いた3人の取締役のうち1人は、「申立期間当時、常勤の役員は申立人のみであり、申立人は取締役兼支配人として、業務全体の責任者であった。」と証言している上、申立人、申立人について証言した取締役及び同僚1人は、「申立期間当時、A社の代表取締役印は会社で管理していた。」と証言していることに加え、申立人は、同社における各種届出書の代表取締役印について、申立人自身の確認の下に押していたとしていることから、申立人は、同社の厚生年金

保険の届出について責任を有する立場にあったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 18 年 9 月 20 日から 19 年 6 月 1 日まで
② 昭和 19 年 7 月 11 日から同年 10 月 1 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、昭和 17 年から 19 年ごろまでの厚生年金保険加入記録が無いことが分かり、社会保険事務所（当時）で調べてもらったが、一部の期間の記録しかないことが分かった。

昭和 18 年 4 月に軍属で行っていた A 地域から帰国し、軍属を依願退職した後で B 社に就職し、同社を含めいくつかの企業が合併し設立された C 社に引き続き勤めた。

B 社及び C 社に勤務していた申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和 18 年 9 月 20 日に海軍軍属を依願退職した後、当時、軍関係の D 関連事業を行っていた B 社に勤務したとしている。

しかしながら、申立人は申立期間①当時の同僚の名前を記憶しておらず、申立期間①当時における申立人の勤務状況に関する具体的証言が得られないことから、申立期間①における申立人の勤務実態が確認できない。

また、B 社の事業を引き継いだ C 社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間①当時の資料は無く、事業主及び同僚と連絡が取れないことから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

さらに、C 社に係る職歴審査照会回答票（個人情報）には、申立期間①に

において、申立人の氏名は無い。

2 申立期間②について、C社は既に解散しているため、当時の人事記録及び給与関係の書類を確認できない上、同社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立期間②当時に同社において厚生年金保険に加入していることが確認できる被保険者はすべて亡くなっているか、その所在が確認できず、証言を得られないことから、申立人の申立期間②における同社での勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することはできない。

3 申立人は、申立期間①及び②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

また、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 11 月から 36 年 4 月まで
② 昭和 36 年 11 月から 37 年 4 月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、冬季出稼ぎ者としてA社に勤務していた申立期間①及び②の厚生年金保険の記録が無く、納得がいかない。

同じ集落で出稼ぎをしていた人から誘われて、昭和 34 年 11 月から 44 年 4 月までの毎冬季期間に季節工として、A社に間違いなく勤めた。

出稼ぎ先では、給与から健康保険と厚生年金保険の保険料が控除されていたと記憶しており、同僚は、申立期間①及び②中に厚生年金保険に加入しているにもかかわらず、自分には加入記録が無く納得がいかないのので、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立期間①及び②当時に、A社において厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が申立期間①及び②に、同社に季節工として勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、「工場の移転及び会社合併等があり、申立期間①及び②当時の書類は見当たらない。」と回答している上、申立人が季節工として申立期間に勤務していたことを記憶しているとする上記複数の同僚は、申立期間①及び②当時の季節工に対する厚生年金保険の加入の取扱いについて具体的に記憶していないことから、申立期間①及び②当時における厚生年金保険料の控除の状況について、確認することができない。

また、申立人は、「自分は、A社に、季節工として勤務し、同社には、季節

工が複数人働いていたと記憶している。知っている同僚は、申立期間①及び②
当時に、同社において厚生年金保険に加入している。」としているところ、上
記複数の同僚のうち、自身が正社員であったとする者は、同社に係る健康保険
厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①及び②に厚生年金保険に加入
していることが確認できるものの、上記複数の同僚のうち、自身が季節工であ
ったとする者は、同名簿において、申立期間①及び②に厚生年金保険の加入記
録を確認できないことから、申立期間①及び②当時、同社は、季節工を厚生年
金保険の加入対象者として取り扱っていなかったことがうかがえる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①及
び②の期間において申立人の氏名が無い上、健康保険の整理番号に欠落も無い
ことから申立人に係る社会保険事務所(当時)の記録が失われたとは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間①及び②において事業主により、給与から厚生
年金保険料を控除されていた具体的な記憶は無く、申立期間①及び②に係る厚
生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除につい
て確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申
立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料
を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 6 月 28 日から同年 7 月 1 日まで

年金記録が話題となり、私自身の年金記録が心配となったことから社会保険事務所(当時)に年金記録を照会したところ、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないことが分かった。

A社に転職が決定し、それまで勤務していたB団体を離職し、翌日から同社に就職した。しかしながら、当時の社会保険事務担当者が、私の厚生年金保険被保険者資格取得日を、本来であれば、昭和 62 年 6 月 28 日として届け出なければならなかったところ、資格取得日を同年 7 月 1 日として、社会保険事務所に届け出てしまった。

このため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人に係る在職証明書から、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社は、給与支払方法について、「給与の締切日は毎月 20 日、支払日は毎月 28 日、保険料控除は当月控除である。」と回答していることから、同社において申立人に初めて給与が支給されたのは昭和 62 年 7 月 28 日であることが推認できるところ、同社は、「申立人の同年 7 月分の給与から同年 6 月の厚生年金保険料の控除は行っていない。」と回答していることから、申立人の申立期間における保険料の控除について確認することができない。

また、A社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書において、申立人の資格取得日が、厚生年金保険被保険者資格取得日と同一日の昭和 62 年 7 月 1 日と記載されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。